

定期検査報告指定月の変更（限定運用）

1. 変更要領

現行指定月から6ヶ月を経過した以降、6ヶ月の間の月に指定月を変更

2. 変更対象地区

千葉県内全域

3. 変更対象指定月

①令和7年度下期指定月分（令和7年10月～令和8年3月）

例えば、令和8年3月の指定月は令和7年9月～令和8年2月に変更可能

②令和8年度上期指定月分（令和8年4月～令和8年9月）

例えば、令和8年9月の指定月は令和8年3月～令和8年8月に変更可能

4. 変更手順

(1)建物所有者または管理者の承諾のうえ、検査会社より協議会宛に「報告指定月変更届」を提出

※「報告指定月変更届」は昇降機等定期検査実務要綱書H-5ページを流用

【提出期日】

①令和7年度下期指定月分は令和7年2月1日～同2月28日とする

②令和8年度上期指定月分は令和7年8月1日～同8月29日とする

(2)変更届を行政毎に纏め、受付印を受領後、協議会にて指定月を変更処理する

以上